

令和4年度 教職員研修 実施要項

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 講座番号
及び名称 | ⅢD1207 (高)特別支援教育の視点を生かした生徒指導講座 |
| 2 | 教員指標 | 17 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの過程において生じる困難さに対応できる。
27 児童生徒の意欲や適性を考慮し、家庭と連携した進路指導に取り組むことができる。
28 保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる。 |
| 3 | ねらい | (1) 発達障害の可能性のある生徒の特性や生徒指導・支援について理解する。
(2) 高等学校における合理的配慮の提供について理解する。 |
| 4 | 対 象 | 高等学校及び特別支援学校（高等部）の教職員 |
| 5 | 期 間 | 令和4年7月7日（木） |
| 6 | 場 所 | 県立教育研修所
〒673-1421 加東市山国 2006-107
TEL 0795-42-3103（ダイヤルイン 高校教育研修課）
FAX 0795-42-5393 |
| 7 | 内 容 | 別紙日程表のとおり |
| 8 | そ の 他 | (1) 携行品等
筆記用具
(2) 修了認定等の取り扱いについて
ア 特別な理由のない遅刻・早退などの時間が90分を超えた場合は、原則として研修の修了を認定できません。
イ 上記以外で、一定の受講時間数が満たされない場合、課題レポートの提出を求めることがあります。
(3) 食事について
ア 昼食は必ず所内の食堂を利用してください。食事代金660円を受付時に徴収します。
イ 特別な事情（食事療法等）で食事に配慮が必要な場合は、 <u>前々日まで</u> に講座担当課まで申し出てください。前日及び研修当日の変更には対応できませんので御了承願います。
(4) 特別警報等非常時の対応について
ア 研修実施日の午前6時に、特別警報や警報が発表されている場合や大規模な自然災害等、非常事態が発生したときの受講については、「教職員研修のしおり」(P65)を御覧ください。
(5) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策について
ア 研修当日確実に検温を行い、風邪症状等がある場合は出席を見合わせ、「教職員研修のしおり」(P71)の様式により欠席届を提出してください。
イ マスクを着用し、研修中も咳エチケット・手指の消毒・うがい等の対策を励行してください。
ウ 詳細については、別紙「受講者へのお願い」を御確認ください。 |

県立教育研修所では、設備や物品の消毒、マスクの着用、研修室・食堂の使用制限、研修室の換気（天候上可能な場合は常時）等、感染防止策をとりながら研修を実施します。以下の対応への協力をお願いいたします。御協力いただけない場合には、受講をお断りすることがあります。

特別な事情で受講環境や食事場所等に配慮が必要な場合は、事前に御相談ください。

受講者へのお願い

○研修当日、各自で確実に検温を行ってください。発熱や咳等、風邪症状がある場合は研修所への来所を見合わせてください。

○換気による室温の変化に対応できるような服装でお越しください。必要な場合は、膝掛け等をお持ちください。

1 体調管理

- ・研修当日、各自で確実に検温を行うとともに、研修所入口（または受付）での検温をお願いします。
- ・同居する家族等に風邪症状が見られる場合も、研修所への来所を見合わせてください。
- ・体調が悪くなった場合は、すぐに研修所職員に申し出るとともに、その指示に従ってください。
- ・熱中症予防のため、こまめな水分補給を心がけてください。

2 マスクの着用

- ・マスク及びマスクを置く清潔なビニール袋や布をお持ちください。
- ・所内においては、必ずマスクを着用し、咳エチケットを励行してください。
- ・大声での会話、マスクを外しての会話は御遠慮ください。

3 手洗いの励行

- ・受付時、研修室に出入りする時、共用のものを触った後、昼食の前後、咳やくしゃみをした後等、こまめに手洗いや手指の消毒を行ってください。

4 密集密接の回避

- ・食堂や休憩スペースにおいても、身体的距離の確保を心がけてください。

令和4年度 III D1207 (高) 特別支援教育の視点を生かした生徒指導講座 日程表

月日	時間	研修内容	講師・助言者等	室
7 月 7 日 (木)	9:00	受付		本館1F ロビー
	9:35			
	9:35	オリエンテーション	県立教育研修所 指導主事	本館2F 第3総合実習室
	9:45			
	9:50	講義 高等学校における特別支援教育の視点を生かした生徒指導	県立特別支援教育センター 指導主事	
	11:30			
	12:30	演習 特別な教育的支援を要する生徒への対応について ・勤務校で必要な合理的配慮の在り方を考える	県立教育研修所 指導主事	
16:10				
16:10	連絡会	県立教育研修所 指導主事		
	16:20			